

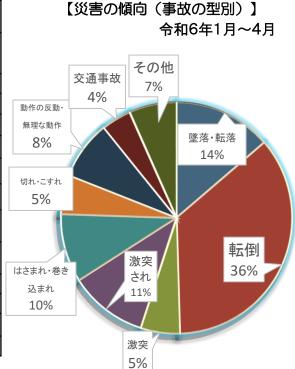
監督署だより

~続けよう!死亡災害ゼロ~

令和6年第3号 発行:古川労働基準監督署

令和6年の労働災害発生状況(古川署管内)

発生年業種		令和5年全期 (速報値)	令和6年1月~4月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年同期比	増減率
全産業		298 (3)	73	67	9.0%
製造業		81 (1)	18	14	28.6%
鉱業		0	0	0	
	建設業	24	12	8	50.0%
	土木工事業	12	6	4	50.0%
	建築工事業	7	5	2	150.0%
	その他建設業	5	1	2	-50.0%
陸上貨物運送事業		46	14	10	40.0%
林業		5 (1)	0	2	-100.0%
商業		56 (1)	10	15	-33.3%
接客娯楽業		16	1	5	-80.0%
保健衛生業		33	9	8	12.5%



第97回 全国安全週間の実施について

期 間:令和6年7月1日(月)~ 7日(日)

【準備期間:令和6年6月1日(土)~30日(日)】

【スローガン】

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に続けられ、今年で97回目を迎えます。

安全週間準備期間及び本週間期間中においては、事業場内の安全衛生管理水準向上のため、下記実施要綱を参考に安全衛生管理活動を展開し、事業場内の安全意識高揚、災害リスク低減に努めましょう。

事業場における実施事項(抜粋)

安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ② 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ③ 職場巡視,4S活動(整理,整頓,清掃,清潔),KY(危険予知)活動,ヒヤリハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ⑤ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

労働保険の年度更新のご案内

申告・納付は6月3日(月)から7月10日(水)までに!

労働保険年度更新申告書受付・相談コーナー

開催期間	会 場	所 在 地	時間	電話番号
7月8日(月) 7月9日(火) 7月10日(水)	古川労働基準監督署 1階会議室	大崎市古川駅南 2-9-47	9:00~12:00 13:00~16:00	0229-22-2112

- ◆ 駐車場の混雑が予想されますので、車でお越しの際はその旨あらかじめご了承ください。
- ◆ 上記期間以外についても、監督署窓口にて相談・受付を行っています。
- ※ 保険料は金融機関(銀行・郵便局)での納付をお願いします。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

令和6年5月~9月

5月から9月にかけて実施している、STOP!熱中症クールーワークキャンペーンは、7月が重点取組期間となっております。各事業場におかれましては、安全衛生委員会や衛生管理者等が中心となり、下記の重点事項を実施してください。

熱中症は屋外作業で発生するイメージが強いと思われがちですが、熱を発する機械を使用する工場内、 通風が不十分な屋内作業などでも発生しますので、十分な対策、労働者に対する熱中症の教育等を徹底 し、熱中症予防に努めてください。

重点取組期間(7月1日~7月31日)

□ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。

□ 暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。

□ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底しましょう。

□ 作業開始前に健康状態を確認し、職場巡視を増やしましょう。

□ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。

□ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。



※熱中症ポータルサイトを ご活用ください

「Safe Work ゼロ災MIYAGI」をキャッチフレーズに 事業場の安全意識の高揚を図りましょう

宮城労働局では、第14次労働災害防止計画を踏まえ、「第14次労働災害防止推進計画」(以下「14次防」という。)を策定しました。14次防では、自発的に安全衛生対策に取組むための意識啓発、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進等を重点事項として対策を推進し、令和4年と比較して令和9年までに、死亡災害を5%以上減少し、死傷災害を減少に転ずることを目標としています。

健康で安全に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主の意思を企業内外に表明する制度「Safework 向上宣言」を創設し、建設業労働災害防止協会宮城県支部の協力により建設業で先行実施しおりましたが、令和3年6月に全業種に拡大、令和5年3月31日までに延べ514事業場が宣言しています。

本制度の目的は、安全で健康に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主等の意思を表明する機会の提供です。事業主等の皆様には、実施・運営要領に基づく宣言及び登録をお願いいたします。

※概要はこちら

※実施要綱等





